

# 「文学のまち大津」ブランディング強化事業支援業務委託仕様書

## 1 業務の概要

本業務は、大河ドラマや現代作家の活躍で注目される大津の文学に対する機運の高まりを逃さず、また2027年のユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）への加盟を見据え、新たに「文学」を主軸とした文化的ブランドイメージを確立し、市の魅力を高めるために必要な支援を行う。

## 2 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 業務内容

### (1) ブランディング戦略の策定

- ・ 本市が提供する「文学のまち大津」に関する過去の取組や地域資源の整理を行うとともに、本市と調整の上で市民アンケート等の調査を実施し、その結果を反映させながら、中長期的なブランド推進ロードマップ（概ね5年程度）を作成すること。
- ・ 構想の第一歩として、令和7～8年度にかけて優先的に実施すべき重点施策（イベント、関係者との連携、プロモーション等）を提案・設計し、(2)～(5)の業務と連携させること。
- ・ 地域住民や関係団体等に対して「文学のまち大津」の理念を浸透させ、一緒になって取り組んでいくという意識改革を行いながら、大津ならではの強みや将来性等のポテンシャルを探り、それを活かしたブランディング戦略を策定すること。
- ・ 地域のまちづくりや観光施策、教育施策など多方面の連携を視野に入れながら、市民全体の文学によるまちづくりとなる持続可能なブランド戦略を策定すること。

※ 受託者に対しては、以下の資料を提供する。

- ①第三次大津市文化振興計画
- ②庁内関係事業・団体照会一覧

### (2) イベントの企画・実施

- ・ 大津の文学をはじめ歴史や文化的背景を理解し、その魅力を広く発信できるクリエイター・デザイナー等との接点を意識し、「文学のまち大津」の理念に共感を広げるようなイベントを実施すること。
- ・ イベントは、ワークショップ、まち歩き、朗読会、展示など多様な形式を想定し、地域住民や関係団体等との連携を図ること。
- ・ コンテンツの企画にあたっては、(1)のロードマップに基づき、市民のシビックプライドを更に高め、大津の更なるブランディングやまちの賑わいの創出に資する内容とすること。
- ・ イベント実施に際しては、企画立案、資材手配、広報、会場設営・撤去、出演者対応、運営全般を委託費内で実施すること。

### (3) 協議会の運営

- ・ 協議会の開催に向けて、本市や様々なステークホルダーと適切な連携を図りながら、書類作成などの事前準備を行い、当日の運営補助や議事録の作成等を含む事後のフォローアップを行うこと。
- ・ 協議会は、原則として公開で、委託期間内に計5回程度の開催を予定している。
- ・ 協議会の委員は、10名程度を予定しており、委員への報酬については本市が負担する。

#### (4) UCCN加盟に向けた専門家連携支援

- ・ 本市と協議の上、ユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）に精通する専門家と連携し、提案・助言を得ながら業務を遂行すること。
- ・ 専門家の助言を受けながら、本市が作成するUCCN加盟申請書の内容について検討及び修正を行い、申請内容の一層の充実を図ること。
- ・ 加盟申請に向け、国際的なネットワークや交流、発信を目的としたフォーラム（国内外の関係者を招いた文化交流イベント）を委託期間内に1回以上、企画・実施すること。
- ・ 専門家の選定・謝礼、フォーラム開催等にかかる費用も含め、すべて委託費内で実施すること。

#### (5) プロモーションの実施

- ・ ブランディング戦略における統一されたコンセプトを可視化することを目的として、ブランドメッセージやロゴマーク、ショート動画の制作などの各種プロモーションを実施すること。
- ・ 制作にあたっては、可能な限り地域住民や関係団体、特に若者や学生を巻き込み、広く市民の意思が反映される取り組みができるよう工夫すること。

### 4 業務の進め方

#### (1) 業務実施体制の構築

契約締結後、速やかに本業務における統括責任者及びメイン担当者を選任し、書面により業務の実施体制を報告すること。

#### (2) 業務計画書の作成

契約締結後、速やかに業務内容及び業務スケジュール等を示した実施計画（任意様式）を作成し、提出すること。ただし、社会情勢に応じて、本市と協議し、適宜スケジュールを見直し、最善の事業実施が行えるようにすること。

#### (3) 定期打合せ及び実施状況の報告

- ① 受託者は、定期的に市と打合せを行うものとし、打合せ日程や場所及び方法については双方協議の上、決定するものとする。
- ② 受託者は、本業務の進捗に関して、本市に対して定期的に報告を行うこと。また、本市は必要があると認めたときは、受託者に対して本業務の実施状況等について書面での報告を求めることができ、受託者はこれに応ずること。

#### (4) 成果物の提出及び検査

- ① 受託者は、業務が完了したときは、業務完了報告書（任意形式）を提出するとともに、

成果物を提出し検査を受けるものとする。

- ② 受託者は、本市の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しをして検査を受けるものとする。
- ③ 業務完了後、受託者の過失、又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、納品後であっても本市の必要と認める補正、補足及びその他必要な措置を受託者の負担において講じるものとする。

## 5 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）
- (3) その他、双方協議の上で定める書類等

※成果物の具体的なとりまとめ方は、委託者と協議をすること。納品形式は、Microsoft Word、Excel、PowerPointのいずれかとし、書面及び電子記録媒体（CD又はDVD）を各1部納品すること。

## 6 請求及び支払い

委託料は、本市の検査後に適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

## 7 秘密保持・個人情報の保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに本市に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (7) 受注者は、本業務を本市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

## 8 その他留意事項

- (1) 本契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。本業務の一部を再委託する場合は、予め本市の承諾を得ることとする。ただし、コピー、印刷、製本、資料整理など

の簡易な業務の再委託にあたっては承諾を必要としない。

- (2) 成果物の所有権及び著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務に伴い収集・作成した書類やデータの使用、保管にあっては、紛失や漏洩が生じないよう厳重に管理すること。
- (4) 契約の履行又は不履行により、市又は第三者に損害を及ぼした場合は、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定する。